

**日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル 2006 年の提言に対する
欧州委員会からのプログレスレポート**

ブリュッセル、2007 年 4 月

2006年、日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）は、EU・日本のリーダーに対する提言を行った。

2006年7月13・14日、東京で開催されたBDRT年次会議で採択されたこの提言について、欧州委員会は十分な検討を行った。

本書では、BDRTが示した様々な提言についての検討や実施の進捗状況を概説する。

各提言（または同一の問題／テーマに関する一連の提言）について、その要旨を示した上で、実施された措置および現状を説明する。

本プロGRESSレポートは、5つの部分から構成され、それぞれ次のような問題を取り上げる。

- WTO
- 貿易と投資
- 会計と税制
- 情報通信技術
- 生命科学とバイオテクノロジー

本プロGRESSレポートに記載されている情報は2007年4月4日時点のものである。

目 次

1. WTO	4
1.1. 世界貿易機関（WTO）に関する共同宣言	4
2. 貿易と投資	6
2.1. 海外直接投資の促進に向けた投資枠組み合意に引き続き対処するための 具体的かつ集中的な措置（1-EJ-1）	6
2.2. 投資の成果に対する保障（1-EJ-2）	6
2.3. 迅速な事業展開の支援 - 社会保険料（1-EJ-3）	7
2.4. 規制改革の推進（1-EJ-5）	8
2.5. 企業統治（1-EJ-6）	9
2.6. 税制に関する EU の政策（1-E-1）	9
2.7. 会社法に関する EU の政策（1-E-2）	12
2.8. 在留日本人（1-E-3）	13
2.9. 年金（1-E-4）	14
2.10. 共同体特許（1-E-5）	15
2.11. 模倣品・海賊版・密輸品対策（1-E-6）	15
2.12. EU 経済の競争力（1-E-7）	16
2.13. REACH（化学物質の登録、評価、認可に関する欧州議会および理事会の 規制案）の順守（1-E-8）	17
3. 会計と税制	19
3.1. 提言の要旨	19
3.2. 実施された措置および現状	20
4. 情報通信技術（ICT）	23
5. 生命科学とバイオテクノロジー（LS/BT）	27

1. WTO

1.1. 世界貿易機関（WTO）に関する共同宣言

1.1.1. 提言の要旨

BDRT は、多角的自由貿易体制の強化とドーハ開発アジェンダ（DDA）に対する強い支持を改めて表明し、欧州委員会に対して DDA 交渉の妥結を促進するよう求める。BDRT は、交渉に支障をきたしかねない進展の遅れについて懸念を抱いている。BDRT は以下のことを要請する。

- 工業製品貿易に対する関税、非関税障壁の大幅な低減、および可能な場合は撤廃
- 自由貿易の促進と関税の低減または撤廃を可能にする、意欲的な産業の間での分野別イニシアチブの可能性
- 経済協力開発機構（OECD）加盟国と新興国におけるサービス貿易の真の市場開放
- 全ての主要加盟国による農業交渉のさらなる進展
- 大胆かつ具体的な貿易円滑化ルールの策定
- 開発途上国におけるキャパシティ・ビルディング（能力向上）に対処し、後発開発途上国（LDC）による DDA 交渉への積極的な参加を促す努力
- DDA 交渉の成功に向けた、EU と日本による強力な連携の維持と真の主導権の発揮

1.1.2. 実施された措置および現状

欧州委員会は、BDRT による多角的貿易体制への強い支持とドーハ開発アジェンダ（DDA）に関する懸念を十分に共有している。EU のピーター・マンデルソン通商担当委員は、交渉に多大な努力を払っており、妥協案を模索するため、昨年、貿易相手国の交渉担当者との様々な二国間・多国間会合にも参加している。欧州委員会は、時間が限られていることを認識しており、夏休み前に大きな進展が得られるよう努力している。夏休み前に進展が得られれば、その後、細部の話し合いを行って年内に最終合意に達するだけの時間が残されるだろう。欧州委員会は、非農産品市場アクセス（NAMA）や農業だけでなく、サービスやルール（アンチダンピング・ルール）も含めた、バランスの取れた野心的なパッケージを支持する。

欧州委員会は、農業などのセンシティブな分野において高い柔軟性を示してきた。極めて重要な今後数カ月の交渉において、他の WTO 加盟国が同様の柔軟な対応を示すことを期待

している。いまだ対処されていない地理的表示（GI）などの問題にも対処していく必要がある。

欧州委員会と日本は、DDA についての協力関係を大幅に強化してきた。マンデルソン通商担当委員と日本の貿易・農業担当大臣が定期的に接触しており、彼らから権限を与えられた高官らも緊密に協力し合っている。あらゆる問題にわたって建設的な協力が行われている。EU・日本の双方は、さらなる市場開放を進め、多国間枠組みの中で貿易ルールを策定すべく、今後も全力を尽くしていく。また、プロセス・内容の両面における DDA 交渉の進展とその成功裏の終結を目指し、全力で取り組む。貿易・投資に関する企業の関心事項について緊密な対話を行い、産業界からの支援を得ることは、今後も交渉妥結のための主要な要素となる。

欧州委員会が開始を予定している現在継続中の二国間交渉は、多国間交渉を補完するものでしかなく、欧州委員会が最重視しているのはあくまでも多国間交渉である。

欧州委員会と日本は、多国間・二国間問題を話し合うため、貿易に関するハイレベル協議を行うことでも合意した。このハイレベル協議は、WTO に関連する問題について緊密な連携を図るための重要な場になると考えられる。

2. 貿易と投資

2.1. 海外直接投資の促進に向けた投資枠組み合意に引き続き対処するための具体的かつ集中的な措置（1-EJ-1）

2.1.1. 提言の要旨

EU・日本政府は、2004年に東京で開催されたEU・日本首脳協議で採択された「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」に引き続き対処し、これを拡大すべきである。EU・日本間の投資に大きな効果をもたらす具体的措置を策定する必要がある。

そのような措置は、評価可能であると同時に、「投資の成果に対する保障」「迅速な事業展開の支援」「迅速かつ円滑な事業再編の支援」「規制改革の推進」の4つの優先課題に明確に焦点を当てていなければならない。

2.1.2. 実施された措置および現状

2004年のEU・日本首脳協議で採択された「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」に基づくEU・日本間の相互直接投資の枠組みについては、両者間で継続的かつ積極的な協議が行われている。EUの視点から言えば、日本におけるM&A（企業の合併・買収）に関する法律の実施がこの点に関して特に重要である。税法規と株主の権利に関連する問題が未解決となっている。2007年5月の新たな法律の導入は、EUの対日投資の今後にとって大きな重要性を持つものと思われる。

2.2. 投資の成果に対する保障（1-EJ-2）

2.2.1. 提言の要旨

(a) 二重課税の回避

日本および欧州の政府は、子会社から親会社への配当の支払い、また関係会社間の使用料（ロイヤルティ）と利子の支払いに対する源泉税を、可能な最大限の範囲で免除すべきである。

欧州委員会は、第三国との二国間租税条約の締結に取り組んでいるEU加盟国間の協力を促進すべきである。

(b) 移転価格に関連するコンプライアンス・コストの低減

協調のもとに移転価格制度を簡素化・合理化し、移転価格に関連するコンプライアンス・コストを低減させることは、EUと日本の企業の国際競争力の強化につながる。各々の政府は、以下の目的のため、EU加盟国間で設立された共同移転価格フォーラム（JTPF）のよ

うな共同フォーラムを立ち上げるべきである。

- 様々な移転価格税制の順守に要するコストを低減するため、EU・日本間、EU加盟国間で解釈や文書化要件を共通化・簡素化する。
- EU加盟国と日本の間の二国間および多国間の事前価格合意(APA)の手続きを改善し、費用をかけずに容易に APA の合意が行えるようにする。

2.2.2. 実施された措置および現状

(a) 二重課税の回避

二重課税条約によって二重課税控除を行うことが可能である。日本との二重課税条約の改正については、加盟各国が権限を有している。

(b) 移転価格に関連するコンプライアンス・コストの低減

高いコンプライアンス・コストと二重課税の可能性を低減させるため、2002年に「EU共同移転価格フォーラム(JTPF)」が設立された。同フォーラムの付加価値とも言うべき点は、税務管理の専門家や民間部門の専門家が参加し、EU内で移転価格に関連して生じる実際的な問題に対して、OECD移転価格ガイドラインの枠組みの中で法制化以外の現実的な解決策を共同で生み出す点である。

JTPFはこれまでに2つの報告書を提示しており、それらの報告書の内容は、欧州委員会の2つのコミュニケーションペーパーと、2つの行動規範、すなわち仲裁協定の効果的な実施に関する行動規範とEU域内における関連企業間の移転価格の文書化に関する行動規範に取り入れられている。

昨年、JTPFはAPAの問題を検討し、2006年末に報告書を提示した。JTPFの結論に基づき、欧州委員会はまもなく、EU域内のAPAに関するガイドラインを盛り込んだコミュニケーションペーパーを採択する予定である。実際にAPAの活用は、二重課税とそれに関連する紛争を回避・防止するための最も効率的な手段と見なされた。こうした取り組みはいずれも、EU域内における移転価格制度の簡素化・合理化に関するBDRTの懸念に応えるはずである。

2.3. 迅速な事業展開の支援 - 社会保険料(1-EJ-3)

2.3.1. 提言の要旨

各々の政府は、社会保障協定を速やかに締結し、企業内転勤者による本国と滞在国の社会保障制度への保険料二重払いを回避するための措置を導入すべきである。

さらに、両政府は暫定措置を導入すべきである。具体的には、滞在国が年金保険料を片務

的に免除するか、または、海外在住者が本国へ帰国する際に、滞在国で支払われた年金保険料を払い戻すようにすべきである。

2.3.2. 実施された措置および現状

EU加盟諸国は、それぞれの社会保障制度の財源確保および構成に責任を負っている。したがって、加盟各国は、EU域内を移動する労働者とその家族への社会保障適用に関する規則（EEC）1408/71に定められた平等な扱いと無差別の原則を順守する限り、自国の社会保障制度の給付内容、資格条件、給付価値などの詳細を自由に決定できる。EU域内に合法的に滞在する日本人労働者とその家族は、EU域内を移動する際、社会保障制度の調整の分野のEU規定を利用することができる（規則1408/71の修正による）。

加盟国はまた、第三国との間で社会保障協定を締結する専管権限を有する。

こうした状況において、欧州委員会は、社会保障保険料の二重払いの問題に対処する必要性があるとの認識を歓迎し、二国間社会保障協定の締結が適切な解決策であることを認める。さらに、日本と一部の加盟国との間で二国間協定の締結が進んでいること、そして、さらなる協定締結に向けて現在取り組みが行われていることを歓迎する。またEUは日本に対し、EU加盟各国との間で情報交換を開始するよう求める。

現在のペースでいけば、年金制度への二重加入と保険料の無駄払いの問題の解決には、相当期間を要する。日本在住の外国人労働者には、年金保険料を雇用者とともに負担する義務がある。離日の際には、3年分を上限に、特例の一時金として保険料の一部について払い戻しを受けることができる。この脱退一時金は1994年の年金法改正で日本政府が導入した制度で、6カ月以上25年未満の期間、日本で働いた外国人が支給対象となる。

EUは、二国間社会保障協定がまだ適用されない外国人労働者が離日する際には、その時点までに支払った保険料を全額払い戻すか、少なくとも、特定の外国人労働者と高度熟練労働者の在留期間の上限を5年に延長する最近の動きを踏まえ、返還対象の期間・金額を5年分に拡大すべきであるとの意見を繰り返し表明してきた。

この分野における権限の問題を鑑みれば、EU加盟国と日本との間の社会保障協定の締結は、二国間ベースで協議すべきである。

2.4. 規制改革の推進（1-EJ-5）

2.4.1. 提言の要旨

EUと日本は、製品・サービスに関連する不合理な認可手続きを廃止し、製品の基準・認証・届出の相互承認を今後も推進していくべきである。新たな基準の導入に際しては各々の政府が協力し合い、基準の収斂（コンバージェンス）を確保し、将来的に貿易障壁をつくら

ないようにすることも重要である。

BDRT は、特に医療機器、動物の健康、食品安全など専門性の高い分野においても自由化を促進するため、継続中の日・EU 規制改革対話を通じて取り組みを進めることが、この実現に向けた最善の方法であると考えている。

2.4.2. 実施された措置および現状

製品・サービスに関連する不合理な認可手続きの廃止、基準の調和化、(必要に応じて)製品の基準・認証・届出の相互承認は、極めて重要である。EU は、特に植物衛生問題、公的調達、金融サービスなどに関して、規制改革対話の枠組みやその他の EU・日本間の対話の場を通じて、日本市場に関するこうした問題への取り組みを続けている。提言で述べられている専門家の小グループについては、規制改革対話のハイレベル会議に際して定期的に招集されている。同時に、産業政策対話や環境対話などのその他の対話の場でも、専門的な問題への取り組みが行われている。

2.5. 企業統治 (1-EJ-6)

2.5.1. 提言の要旨

企業統治と企業情報開示に関する規則の適用には、EU 域内で一貫性を持たせるべきである。日本と EU の両方で事業活動を行う企業にとっては、両方の規則を順守する必要性がないことが重要である。すなわち、企業統治に関して、母国の規則と所在地国の規則の両方を順守することが企業に課されるべきではない。母国の規則のみ順守すればよいようにすべきである。

2.5.2. 実施された措置および現状

欧州委員会は、企業統治に関する EU の基本的な提言に加盟国がどの程度従っているかを分析しており、現在、この点に関して 2 つの報告書が作成されているところである。上場企業による企業統治の原則の適用については、これらの原則が EU 域内でどの程度の一貫性を持って適用されているかを含め、さらなる監視が行われる予定である。2 つ以上の企業統治規範を順守しなければならない問題については、どう対処すべきかを今後十分に熟考していく予定である。

2.6. 税制に関する EU の政策 (1-E-1)

2.6.1. 提言の要旨

(a) 共通の連結法人税課税基礎 (CCTB)

欧州委員会と EU 加盟国は、CCCTB WG (共通の連結法人税課税基礎に関するワーキング

グループ)が現在行っている活動を支援し、共通の連結法人税課税基礎を早急を実現すべきである。

(b) 移転価格

EU 移転価格文書化 (EU TPD) に関して、EU とその加盟国は、企業が誠意を持って時宜にかなった方法で EU TPD を提出した場合にはペナルティー (すなわち、文書化の要件の不履行に関連するペナルティー、移転価格調整に関連するペナルティーや利息) を免除することを約束すべきである。

(c) 課税の調和化 (VAT)

付加価値税 (VAT) は EU 共通の税制ではあるが、その内容は加盟国間で大きく異なる。このため、企業にとって VAT の集中管理が極めて困難となっている。EU とその加盟国は、企業による VAT の集中管理が容易になるよう、VAT の簡素化と調和化を図るべきである。VAT を集中管理できれば、企業は、自社が事業活動を行うそれぞれの国の VAT 制度について専門知識を持つ人を雇用する必要がなくなる。

(d) 国境を越えた企業間の損失の税制上の扱い

欧州委員会と EU 加盟国は、国境を越えた損失と利益の相殺が行えるよう、迅速に取り組みを進めるべきである。

2.6.2. 実施された措置および現状

(a) 共通の連結法人税課税基礎 (CCTB)

欧州委員会は、BDRT が CCCTB を支持していることを大変喜ばしく思う。

欧州委員会は、2008 年に法制案を作成する意向である。理事会への法制案の提出は 2008 年中に行われる予定だが、その法制度が同年中に導入されることは見込めないだろう。

我々は、BDRT がパブリックコメントや公聴会などの手段を通じて EU における規制審議プロセスに積極的に参加したいと望んでいることに留意している。CCCTB に関するインターネット上の我々のページに、関連する文書や意見が全て掲載されており、このページを定期的に閲覧することを BDRT に促したい。

欧州委員会は今春、新たなコミュニケーションペーパーを発表し、CCCTB に関する現行の取り組みの進捗状況と今後の道筋について詳細を示す予定である。

(b) 移転価格

「EU 共同移転価格フォーラム」は 2005 年、移転価格の標準化文書の要件について討議し、

2006年6月、EU域内における関連企業間の移転価格の文書化に関する行動規範が加盟国によって採択された（2006年7月28日付けEU官報C176/1を参照）。この行動規範には次のように記載されている。「納税者が誠意を持って、合理的な方法で、かつ合理的な期間内に、付属書に記載されている一貫性のある標準化文書、または文書化に関する加盟国の国内要件を順守し、公正な移転価格を決定するために適切に文書化を行っている場合には、加盟国は文書化に関連するペナルティーを科すべきでない」

(c) 課税の調和化（VAT）

欧州委員会は、域内市場で事業活動を行う企業が直面している障害を認識している。共通のVAT規則の適用においてEU加盟国間で相違が見られる現状が、この市場への進出を考える企業にとって大きな難題となっていることを理解している。

課税は各国の問題であるため、域内市場の形成と有効な機能を確保する上で必要であることが判明しない限り、VAT規則の調和化を目的としたEU法規を定めることはできない。したがって、EUレベルで図れる調和化の度合いには限界がある。課税は理事会の全会一致を原則とする分野であるという事実が、状況をさらに複雑化させている。

課税分野におけるいかなる法的措置も、その法的根拠をEC条約第94条に置かなければならない。同条は理事会の全会一致を義務づけており、このため、問題の進展を図ることが政治的に極めて困難になっている。

日本企業が示している意見は産業界全体の懸念を反映しており、今後、これらの懸念に対処していく必要がある。この点に関して欧州委員会がすでに行っている取り組みとして、企業の納税申告手続きの簡素化を図るワンストップシステムの提案が挙げられる。欧州委員会は企業が直面している難題に対処すべく努力を続けているが、一方で、EU加盟国次第と言える部分も大きいことを認識している。

(d) 国境を越えた企業間の損失の税制上の扱い

企業は、国境を越えた損失の相殺ができない現状を、域内市場に残る大きな税制上の障害の1つと考えており、欧州委員会は企業のこうした懸念に考慮を払っている。欧州委員会は、コミュニケーションペーパーCOM(2006) 824を発表することにより、この問題に対処した。最近、加盟国との協議が理事会において開始された。

2006年12月19日、欧州委員会は、「国境を越えた企業間の損失の税制上の扱い」に関するコミュニケーションペーパー（COM(2006) 824 および技術付属書SEC(2006) 1690）を発表した。このコミュニケーションペーパーは、「域内市場における加盟国の直接税制度の調整」に関する合計3つのコミュニケーションペーパーから成る包括的文書の枠組みの中で発表されたものである。

欧州委員会はこのコミュニケーションペーパーの中で、EU 域内において国境を越えた損失の相殺を行えるようにするための有効な制度を確立する必要性を強調している。国境を越えた損失の相殺が限定的にしか行えない現状は、国境を越えた事業活動と域内市場の効率性を妨げている最も大きな障害の 1 つである。国境を越えた損失の相殺を行うための制度の導入は、現在こうした制度の欠如に悩まされている中小企業に特に恩恵をもたらすものと思われる。また、より競争力のある EU 企業が世界市場に参入することを妨げている主要な障害も取り除かれることになるだろう。

このコミュニケーションペーパーは、国境を越えた損失の相殺に関する基本的原則や問題を概説し、加盟国が国境を越えた損失の相殺を認める上で採り得る方法を示唆するものであり、(i) 企業内で被った損失と (ii) 企業グループ内で被った損失を区別し、(iii) それにより、マークス&スペンサー社訴訟 (C-446/03) における判決を考慮に入れている。

企業内で被った損失に関して、欧州委員会は、国境を越えた損失の相殺を認めていない加盟国 (現時点で 9 カ国) に対し、EC 条約に規定されている設立の自由を促進するために税制の見直しを行うよう強く要請している。

企業グループ内で被った損失に関して、欧州委員会は加盟国に対し、企業グループ内での損失の相殺を行うための国内税制を導入・維持するよう強く要請している (27 加盟国中、8 カ国はそのような税制を導入していない)。また、企業が EU 単一市場や世界各地で事業活動を発展させていけるように、企業グループ内での国境を越えた損失の相殺を広く行えるようにする必要性を強調している (現時点では 4 カ国が導入)。調整に向けた新たなアプローチでは、このコミュニケーションペーパーで示された枠組みの中で、加盟国がそうした新たな制度を導入していくようにすべきである。

損失に関するコミュニケーションペーパーについての加盟国との協議が、理事会において最近開始された。

2.7. 会社法に関する EU の政策 (1-E-2)

2.7.1. 提言の要旨

BDRT は、国境を越えた株式会社の合併に関する欧州議会および理事会の指令 (第 10 号会社法指令) の採択を歓迎する。加盟国は、2007 年 12 月 15 日の期限までに同指令を国内法に移行すべきである。

有限会社が清算や法人設立を伴わずに国境を越えた登記住所の移転を行うことを可能にする 第 14 号会社法指令 に関して、早急に提案を提出し、採択・実施すべきである。

欧州非公開会社法の導入を短期的な優先事項として実現すべきである。

2.7.2. 実施された措置および現状

国境を越えた合併に関する指令は2005年10月26日、理事会および欧州議会ともに第一読で採択された。加盟国は、同指令を2007年12月15日までに実施することになっている。

有限責任会社の国境を越えた合併は、現在のところ不可能であるか、または莫大なコストを要する。同指令はこの合併を容易にするものである。同指令は、国内における合併に適用される加盟国の規則を主に参考として簡潔な枠組みを構築し、被買収企業の閉鎖を回避するもので、会社法の中の重大な隙間を埋めるものである。

同指令は、譲渡可能証券への集団投資事業（UCITS）を例外とするあらゆる有限責任会社に適用される。さらに、協同組合に関する特別規定も設けられている。EUにおける協同組合の多様性を考慮し、EU加盟国は欧州委員会の同意のもと、協同組合に対して国境を越えた合併を5年間行わせないことが可能である。

採択された同指令に基づき、合併する企業の少なくとも1社が従業員参加制度を実施している場合、国境を越えた合併には同制度が適用される。合併後の新会社における従業員参加については、欧州会社法のモデルに基づき協議が行われる。

2006年春に行われた公開協議において、利害関係者の間に第14号会社法指令案への非常に強い支持があることが明らかになった。利害関係者は、この指令が欧州の企業、特に中小企業の移動性を高め、自分たちのニーズに最も適した加盟国に会社を置くことを可能にすると考えている。マクリービー欧州委員は、2006年11月21日に欧州議会（法務委員会）で行った演説で、登記住所の移転に関する指令を2007年前期に提案する意向であると述べた。現在、同指令が実施された場合の費用便益・影響評価が欧州委員会担当部局によって行われており、2007年6月に同指令案を採択することを目指している。

2006年春に行われた公開協議において、利害関係者の間に欧州非公開会社法案への多くの支持があることが明らかになった。その理由として、欧州の他の施策と併せて特に中小企業の移動性を高める点や、新たな負担を課さずに企業の選択肢を増やすことから、より良い規制の原則にかなう点が挙げられる。マクリービー欧州委員は、2006年11月21日に欧州議会（法務委員会）で行った演説で、欧州委員会担当部局が同法の実現可能性を調査する予定であると述べた。現在、2007年末までの完了を目指して、同法が導入された場合の影響評価が行われているところである。この取り組みに関するさらなる措置についての政治的決定は、影響評価の結果に基づいて下されることになる。

2.8. 在留日本人（1-E-3）

2.8.1. 提言の要旨

長期在留資格に関する指令 2003/109/EC の国内法移行の期限が過ぎたことを受け、BDRT

は、加盟各国における実施状況について欧州委員会から報告を受けることを期待している。

今後の政策に関しては、第三国の高度熟練労働者の受け入れ条件に関する指令案を 2007 年に提出する計画について、欧州委員会から報告を受けることを期待している。指令案には以下の事項を盛り込むべきである。

- 企業内転勤者の労働滞在許可や自営業者の滞在許可を赴任国への入国後に申請可能にすること
- EU 域内の移動に関する規定
- 配偶者が許可保持者と同等の権利または類似した権利を到着時点で付与されることを可能にすること

2.8.2. 実施された措置および現状

日本企業（および日本政府）は、合法移民に関する政策計画、特に、発表された企業内転勤者に関する指令（2009 年に指令案を提出予定）に強い関心を示した。欧州委員会は、この問題に関してこれまでに示された意見に感謝するとともに、2008 年の指令案の作成開始に当たり、さらなる意見を歓迎する。この指令の目的が、関連するビザや許可証の交付手続きを容易にすること、そしておそらく第三国国民によるある種の EU 域内の移動を導入することに限定される可能性が高い点を明確にしておきたい。実際は、企業内転勤者の入国・滞在条件への対処は、今後も GATS（サービス貿易に関する一般協定）第 4 モード交渉の枠組みの中で、共通通商政策の法的根拠に基づいて行われる。配偶者による労働市場へのアクセスに関しては、指令案にこの趣旨の規定を盛り込むか否かをいずれ評価する意向である。

2.9. 年金（1-E-4）

2.9.1. 提言の要旨

職業年金と補足年金に関連する二重課税を早急に解消すべきである。

2.9.2. 実施された措置および現状

EU 加盟国は、それぞれの社会保障制度の財源確保と組織化に責任を負っている。長期的に見れば、年金制度への二重加入と保険料の無駄払いの問題の解決には、二国間協定の締結が有効だろう。

EU は、二国間社会保障協定の締結が適切な解決策であることを認め、日本と一部の EU 加盟国の間で二国間協定の締結が進んでいること、そして、さらなる協定締結に向けて現在取り組みが行われていることを歓迎する。また EU は日本に対し、EU 加盟各国との間で情

報交換を開始するよう求める。

この分野における権限の問題を鑑みれば、EU 加盟国と日本との社会保障協定の締結は、二国間ベースで協議すべきである。

2.10. 共同体特許 (1-E-5)

2.10.1. 提言の要旨

欧州共同体特許に関する理事会規則案を早急に採択・実施すべきである。我々は、欧州委員会が講じる次の措置を期待している。

2.10.2. 実施された措置および現状

特許クレームの翻訳に関連する 2 つの問題をめぐり、2004 年春に理事会での合意が阻まれて以来、共同体特許に関しては進展が見られない。経済成長と雇用創出を目指す新リスボン戦略のもとで、共同体特許は引き続き優先目標の 1 つになっている。

特許分野での進展がなかなか見られないことを受け、欧州委員会は 2006 年 1 月、今後の欧州特許制度に関する利害関係者の意見を収集するため、幅広い協議を開始した。寄せられた意見回答から、産業界が COMPAT (共同体特許) の導入と現行の欧州特許制度 (管轄権に関しては欧州特許訴訟協定 (EPLA)、言語に関してはロンドン合意) の改善を支持していることが明らかになっている。しかし、2003 年の理事会による COMPAT に関する共通政治アプローチは、翻訳費用と管轄制度に関して強い批判を受けている。

協議に引き続いて、欧州委員会は 2007 年 4 月 3 日、特許戦略に関するコミュニケーションペーパー¹を採択した。これは、特許制度を見直し、特に管轄権の問題に関して、今後に向けた建設的な提案を行うものである。このコミュニケーションペーパーの目的は、行き詰まりを打開し、EU 閣僚理事会と欧州議会における討議を再開して、管轄権と翻訳の問題について加盟国間で合意を形成することである。

2.11. 模倣品・海賊版・密輸品対策 (1-E-6)

2.11.1. 提言の要旨

BDRT は、EU と第三国における模倣品・海賊版・密輸品の撲滅に向けた EU の取り組みを歓迎する。

こうした取り組みを今後も継続・強化すべきである。

¹ 欧州委員会による欧州議会および理事会宛のコミュニケーションペーパー *Enhancing the patent system in Europe* (欧州特許制度の改善) 2007 年 4 月 3 日 COM(2007)165 (http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/index_en.htm)

2.11.2. 実施された措置および現状

模倣行為や海賊行為の撲滅は、EU の法執行機関にとって引き続き優先課題となっている。2004 年 4 月 29 日の知的財産権 (IPR) の執行に関する指令 (「執行指令」) の採択を受け、EU 加盟国 (現在 27 カ国) に対し、同指令の規定を国内法に移行することが義務づけられた。この国内法への移行の期限は 2006 年 4 月 29 日であった。欧州委員会は、必要とされる法的効力が規定に与えられたことを確実にするため、現在、執行指令の国内法移行に関して EU 加盟各国の当局が行った通知の確認を行っている。

この 1 年間、EU と日本の政府は協力関係を強化してきた。2006 年 10 月 23 日、EU と日本は貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会において、特に技術革新と投資の観点から、途上国・先進国双方にとって効果的な IPR 執行が重要であることを再確認する共同文書を (米国・スイスとともに) 発表した。この共同文書はまた、問題の所在や、それらの問題にどう対処できるか、そして TRIPS 理事会はどのような措置を講じることができるかに関して理解を深めるために、TRIPS 理事会において加盟国間で経験や最良事例の交換を行うことも呼びかけている。

さらに、EU と日本は G8 の場においても、関税協力、技術支援の調整、執行の国際的枠組みの強化に焦点を当てた様々なプロジェクトで協力することにより、IPR 執行の問題を優先度の高い議題とすべく力を合わせている。G8 の枠組みにおける協力では、(いわゆるローマ/リヨン・グループにおいて) 国境を越えた組織的犯罪による IPR 侵害にも的を当てている。

二者間レベルでは、定期的に情報交換が行われている。EU は、Japan Copyright Agency が東京で開催した著作権意識向上に関する技術支援イベントに参加した。

2.12. EU 経済の競争力 (1-E-7)

2.12.1. 提言の要旨

EU は、国際競争の最前線にあり、本来ならば保護ではなく競争刺激を必要とするはずの一部の産業分野を、高い関税を課すことによって保護している。EU はリスボン戦略の目標を踏まえ、オーディオビジュアル製品と乗用車の分野にさらなる競争を導入することにより、EU 経済の競争力を強化すべきである。

関税分類は、製品の輸入時点での本来の機能に基づく、適切かつ透明で時宜を得たものでなければならない。ところが、EU による関税率表の解釈が一貫していないため、輸入業者が分類を予測できない状況が生じている (例: フラットパネルディスプレイ (FPD) の関税分類)。

2.12.2. 実施された措置および現状

欧州委員会は、自由化の促進の重要性を認識しており、DDA 交渉の枠組みの中で自由化が促進されるべく取り組みを強化している。EU は、提言で指摘されている分野の自由化については、野心的なパッケージ合意の一環として、非農産品市場アクセス (NAMA) 交渉の場において達成するのが最も適切であると確信している。

特に IT (情報技術) 製品に関して EU による関税率表の解釈が「一貫していない」という提言の指摘については、EU は世界税関機構 (WCO) が設定した識別可能な客観的基準に基づいて IT 製品の分類を行っていることを強調したい。この結果として、一部の IT 製品は情報技術協定 (ITA) の対象外となる場合がある (ITA の対象は専門的用途の製品に限られている)。欧州委員会は ITA の対象品目を拡大する必要性を認識しており、ITA 自体に定められた手続き手段によって拡大の実現を試みているが、成功していない。この問題の解決策は、ITA の地理的範囲の拡大 (現在は地理的範囲が極めて限られている) を検討し、様々な市場への IT 製品の参入を妨げている多くの非関税障壁の撤廃を目指す、より幅広い取り組みの一環として見出すことができると考える。欧州委員会はこの方向で建設的に取り組んでおり、日本を含む貿易相手国に対してこうした話し合いへの参加を促している。

2.13. REACH (化学物質の登録、評価、認可に関する欧州議会および理事会の規制案) の順守 (1-E-8)

2.13.1. 提言の要旨

現在、理事会と欧州議会において、新化学物質規制 REACH に関する審議が進められている。REACH 規制の実施は、産業界に過剰な負担をかけずに行うべきである。

2.13.2. 実施された措置および現状

REACH 規制は採択され、2006 年 12 月 30 日付け EU 官報に掲載された (規則 (EC) No 1907/2006)、2007 年 6 月 1 日に発効し、その 1 年後に欧州化学物質庁が業務を開始する予定である。

REACH の実施に向けた取り組みは、話し合いの場をつくりながら進められてきた。欧州委員会は、貿易相手国も含めた利害関係者の意見を考慮に入れ、REACH の実行可能性を確保するためにそれらの意見を活用してきた。

欧州委員会は、理事会と議会による REACH 規制の最終採択と、2006 年末のバランスの取れた合意の達成に向けて両欧州機関が行った努力を歓迎する。

欧州委員会は、一貫性のある費用効率の良い方法でこの制度が円滑に運用されるようにするために、利害関係者に明確な指針を示す必要があることを認識している。現在、利害関

係者も交えて指針の作成が進められており、REACH の関連する部分を順守するため、いずれ生産者にも輸入業者にも利用可能となる予定である。

REACH は、現行法のもとで見られる状況と比較して、EU 域内での加盟国による化学物質法規の適用における一貫性を大きく高め、その結果、貿易の流れを促進するものと思われる。

欧州委員会は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」の実施案を作成しているところであり、2006年8月21日から10月21日までインターネット・コンサルテーションを実施して、約370の利害関係者から回答を得た。

3. 会計と税制

3.1. 提言の要旨

提言 2-EJ-1

米国に関する欧州委員会の決定は、相互の権利を押し進めようとする EU の取り組みを促進させてきた。収斂に向けた進展を加速させるため、BDRT は欧州委員会に対し、この問題に関与する EU・米国・日本の全ての関係者が相互に有益な対話を行えるようにすることを要請する。

提言 2-E-1

2005 年 1 月 1 日に EU 域内排出量取引制度 (ETS) が開始された。開始から 1 年半が経過したことを踏まえ、BDRT は欧州委員会に対し、排出権の問題に早急に対処できるように、国際会計基準 (IAS) 第 37 号 (引当金、偶発債務および偶発資産) の改訂を迅速に行うこと、IAS 第 20 号 (政府補助金) に取り組むことを国際会計基準審議会 (IASB) に促すよう要請する。

提言 2-E-2

BDRT は関係当局に対し、会計基準設定者との対話において、企業経営の明瞭性と健全性や、のれん (営業権) の償却・減損を義務づける会計処理の適用の可能性を考慮する必要性を踏まえて、企業結合会計基準の検討が行われるようにすることを要請する。

提言 2-E-3

BDRT は関係当局に対し、国際財務報告基準 (IFRS) への公正価値測定への導入には慎重を期するよう要請する。公正価値測定は、誤解を招きかねない不安定性を財務諸表にもたらし、経済の安定と成長を損ねる可能性がある。IFRS において公正価値という考え方をさらに押し進める決定が行われる前に、IASB で概念的検討を徹底的に行う必要がある。

提言 2-E-4

BDRT は、日欧の企業や投資家がこの問題に特に関心を寄せていることを鑑み、「財務諸表の表示」プロジェクト (「業績報告」プロジェクトより名称変更) によって得られた基準を慎重な審議を行った上で公表することを要請する。

提言 2-EJ-2

現在、財務報告に係る内部統制の報告制度の導入についての調査が検討されている。BDRT は、内部統制制度の承認に先立って、関係当局が内部統制の役割について十分に議論し、利害関係者と徹底的な協議を行うことを要請する。その際には、費用と便益のバランスや、

内部統制の監査と財務諸表の監査の相互作用に十分配慮すべきである。

提言 2-EJ-3

BDRT は関係当局に対し、ルール策定プロセスの透明性を高め、それにより市場参加者が負うコストと規制者にかかる負担を軽減するため、資本市場に関する国際的ルールの策定・変更企業に企業が寄与する機会を提供することを要請する。

3.2. 実施された措置および現状

提言 2-EJ-1

IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）は、覚書（MoU）を作成し、2006年2月27日に公表した。この覚書には、今後の共同プロジェクトとおおよその作業スケジュールが記載されている。欧州委員会は同日、プレスリリースを発表し、この覚書を歓迎した。翌日には、米国証券取引委員会（SEC）も歓迎の意を表明した。

欧州委員会は、会計基準の変更を行うに当たり、IASB が企業のニーズをしっかりと見極めることを希望している。企業は、IFRS を実施するために比較的安定した期間を必要とする。作業計画の中には、複雑で意見の分かれる会計分野に関連するプロジェクトもある。したがって、特にこうした分野については、プロジェクトの初期段階から幅広い協議を行う必要がある。また、企業、監査人、市場参加者を全て関与させた上で、作業計画の定期的な見直しを行わなければならない。

欧州委員会は、会計基準の収斂を促進し、第三国の一般会計基準（GAAP）の同等性に関する決定を支援するため、会計基準に関する対話を定期的を実施して、全ての関係者への最新情報の提供と経験の交換を行っている。

提言 2-E-1

IASB は 2004 年 12 月、ETS に関連する会計処理についての指針を与えるため、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）解釈指針第 3 号「排出権」を公表した。その後、2005 年 7 月に IASB は、基準の解釈としては妥当であるが、測定と報告に満足できない不一致が生じるとして、この解釈指針を撤回した。欧州委員会は、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の助言を得て、IFRIC 解釈指針第 3 号の撤回を支持した。したがって、欧州企業は、自社に最適な排出権の会計方針を決定しなければならない。

IASB は、この問題に包括的に対処するため、議題に載せることを決めた。目下のところ、収益認識など、このプロジェクトに影響する他のプロジェクトに関する作業が完了するのを待っており、このプロジェクトは延期となっている。

優先度の高い他のプロジェクトがあることを考慮し、欧州委員会は IASB に対して、排出権

の会計処理に関する作業計画を進展させるよう強く促すことはしていない。

提言 2-E-2

IFRS 第 3 号の導入に伴って、企業結合会計基準の改訂が行われた。現在、既存の方法を見直し、例えば被取得企業の公正価値の測定に類した方法などの新たな要素を導入する IASB のプロジェクトが進められている。提案には、特に欧州の利害関係者から、提案の実行可能性に対して懸念を表明する多数の意見が寄せられている。欧州委員会は、企業は安定性の高い会計基盤を必要としており、今は革新的な新しい方法を提示する時期ではないとの考えを明確に示している。欧州委員会は、他の利害関係者ととも、事態の成り行きを注意深く見守っているところである。

提言 2-E-3

公正価値情報は、その情報が実際の市場取引に基づいている状況において、非常に有益な情報であると考えられている。IASB が公正価値測定プロジェクトを通じて公正価値の使用に関する討議を開始したことは、的確な判断であったと考える。我々は、どのような場合に貸借対照表における公正価値情報の使用がより適切な情報となるのかを慎重に検討する必要があるとの考え方に賛成である。したがって、基礎となる概念的検討を行わずに公正価値測定概念を段階的に導入していくことには同意できない。

提言 2-E-4

「財務諸表の表示」プロジェクトは、財務諸表の表示に影響を及ぼすだけでなく、全般的な会計の枠組みにもある程度関連しているため、極めて重要である。この IASB のプロジェクトは複数の段階に分けられており、第一段階であるフェーズ A の提案がすでに公表されている。表示様式についての考え方（1つの業績報告書に統合するか、複数の業績報告書に分割するか）に関する主要な討議が今後行われる見通しであり、我々は、潜在的影響を十分かつ詳細に評価した上で決定が下されるものと確信している。

提言 2-EJ-2

欧州委員会は、リスク管理システムの一環としての内部統制と、財務報告制度の相互関係を十分に認識している。両者の監査については、その相互関係が反映されるように調整を行うべきである。また、費用便益の検討と影響評価は、新たな法的措置に着手する手続きにおける重要な要素である。

提言 2-EJ-3

国際基準設定機関の統治や資金調達システムは、欧州委員会にとっても大きな関連性を持っている。我々は IFRS を採用しているため、その設定に当たって利害関係者の全ての利

益やニーズが考慮されるよう確保する必要がある。安定した透明なプロセスと手続きが確立されて初めて、企業による資金調達を後押しするような質の高い会計基準を定めることが可能となる。

4. 情報通信技術 (ICT)

ICT 分野に関する BDRT の 18 の提言 (提言 3-EJ-1 から 3-EJ-18 まで) に対する総合的な回答として、以下の点について特に述べることができるだろう。

通信、デジタル無線、テレビ、次世代ネットワークの市場が融合する中、欧州委員会は全ての関与者や利害関係者とともに、そのような市場に対応すべく政策の整備に力を注いでいる。

現在行われている電子通信枠組みの見直しにおいて、欧州委員会は、通信分野における市場開放と競争促進を通じて多くの選択肢、低価格、革新的な製品・サービスの恩恵を利用者と消費者に与えているプロセスの継続を望んでいた。

策定中の一連の新たなルールは、時代の変化にも即応でき、また、電話からエンターテインメントに至るまでの全てを種々のネットワーク上で種々の機器で行うことを可能にするデジタル技術の融合を考慮するよう意図されている。

欧州の情報通信技術市場は、この数年の間に急速に成長した。その結果、ある根本的な変化が起き、欧州を知識基盤経済になるという目標に近づけているようだ。現在では、多くの加盟国でブロードバンドが大幅に普及しており、今までにない先進的なサービスの導入も進んでいる。オンライン販売や新しいデジタル機器は、コンテンツ市場の大きな変化を表している。ユーザーコンテンツの爆発的増加に伴って、動画配信やオンラインテレビも同様の方向に進んでいる。公共部門でも電子公共サービスの提供が拡大しており、この動きを加速させている。電子公共サービスの提供が進んでいる分野としては、行政がトップであり、保健医療と教育がこれに迫っている。

教育分野では、2006 年の欧州学校調査において、過去 5 年間に ICT の利用可能性や利用が増加したことが確認された。現在、96%の学校がインターネットを教育目的で利用しており、67%の学校がすでにブロードバンド接続を利用している。とはいえ、米国では 2003 年時点で公立学校の 95%がすでにブロードバンド接続を利用しており、こうした国々と肩を並べるためには、ブロードバンド利用を今後も促進していく必要がある。学校調査では、教職者による ICT 利用が広がっていることも明らかになった。学級担任の教師の 90%以上が授業の準備にコンピュータやインターネットを利用している。74%は、コンピュータやインターネットを補助教具としても利用している。また 80%以上が、教室でコンピュータやインターネットを利用すると生徒の意欲が向上して集中力が増し、共同作業において大きな学習上のメリットが得られると考えている。

電子医療サービスの利用は行政サービスよりは遅れているが、欧州市民の 5 人に 1 人が健康関連情報を求めるのにインターネットを利用しており、主要加盟国ではこの数が半数近くに上るなど、人々の関心は高まっている。ICT は、例えば一次医療機関と二次医療機関の

間の連絡など、保健医療分野ですでに広く利用されているが、患者へのサービスにはまだあまり利用されていない。これは、世帯調査において、先進的な電子医療サービスを利用している世帯の割合が2%未満と非常に低かったことにも表れている。

こうした状況の中、依然としていくつかの課題が残されている。接続性の問題や海賊行為はいまだにコンテンツの増大を妨げており、また、欧州の中核となるビジネスプロセスにICTが及ぼす影響は、いまだ生産性を向上させるほどにはその真の力を発揮していない。さらに、社会的包含のための政策を調整する目的で2006年に立ち上げられた欧州レベルでの主要なイニシアチブは、特定の集団や地域がこうした恩恵から除外されないようにするためにさらなる対策を講じるべきであることを我々に教えている。

EUがグローバル化経済において高い競争力を維持したいと望むのであれば、研究開発(R&D)投資もEUにとって重要な課題である。EUは、様々な中位技術、労働集約産業、医薬品において主導的地位を確立していることから、世界市場での優位を維持しているが、ICT市場においては同様の成果を挙げていない。バリューチェーン(価値連鎖)におけるより付加価値の高いところを目指して、多くの途上国がR&Dと教育に重点的な投資を行い始める中で、R&D投資と技術革新の点で取り組みを新たにすることがこれまでも増して不可欠となっている。

こうした背景を受け、EUはR&D投資を対GDP(国内総生産)比3%とし、その3分の2を民間から調達するという目標を設定した。最近のデータによると、EUのR&D投資は依然その目標値にはほど遠く、対GDP比1.9%ほどで停滞している。2006年のリスボン戦略の進捗状況に関する年次報告書には、全ての加盟国が自国のR&D投資の目標値を設定しており、これらの目標値が全て達成された場合、EUのR&D投資は2010年には対GDP比2.6%に達することが明示されている。これが実現すれば大きな改善である。

産業界におけるR&Dがますます国際化し、多国籍企業が活発なR&D活動を行う中、「第7次研究枠組み計画」が多くの国に開かれていることが示すように、国際協力が大きな注目を集めている。

欧州委員会はまた、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルのメンバーが重要社会インフラに不可欠なICTシステムのセキュリティと信頼性を向上させるための対話を求めたことを歓迎する。

企業・個人・行政機関は、ネットワークや情報の保護が十分に行われなかったことの危険性を依然として軽視している。このため欧州委員会は、欧州の新たなITセキュリティ戦略に関して多数の利害関係者を交えた開かれた対話を行い、意識の向上を図っている。消費者の信頼を高め、デジタルサービスの普及を支援する上で、全利害関係者を関与させた開かれた対話は不可欠である。「安全な情報社会」のための戦略に関するコミュニケーションペー

パー（"Dialogue, partnership and empowerment"）の中で、欧州委員会は、人々のセキュリティ意識を高め、自らの情報や機器を保護するために個人や組織がどのような行動を取るべきかについての認識を深めることを目指している。

自らのセキュリティと安全の確保に必要な措置を講じるため、全ての利害関係者がネットワーク・情報セキュリティ事故に関する信頼できる情報を必要としている。セキュリティ事故の分析では、公的・民間機関や自宅で採用すべき解決策と最善の慣行を示す必要がある。解決策の提示は主に民間部門の仕事となるが、セキュリティ意識を向上させる主な役割は公的機関が担うべきである。

欧州委員会による具体的な提案には、関係当局間の対話を深めるためにネットワーク・情報セキュリティに関する各国の政策を比較評価すること、最善の慣行を特定すること、エンドユーザーのセキュリティ意識を高めることなどがある。ヘラクリオン（ギリシャ）に設立された「欧州ネットワーク・情報セキュリティ庁（ENISA）」が、欧州全体におけるセキュリティ事故と測定された消費者信頼度に対処すべく、情報収集の適切な枠組みの開発を担う予定である。また、多言語を用いた情報共有・警告システムの実現可能性の検討も ENISA に委ねられることになる。最後に、加盟国と民間部門には、ネットワーク・情報セキュリティの向上において、より積極的で活発な役割を果たすことが求められる。

こうした取り組みは、ネットワーク・情報セキュリティに関する欧州の一貫した政策の一部であり、この政策が対象とする課題には、そのほかにもスパムやスパイウェア、サイバー犯罪、無線 IC タグ（RFID）がセキュリティに及ぼす影響、重要な情報インフラの保全・保護、関連する欧州研究活動などがある。

また、BDRT は提言の中で両政府に対して電子政府サービスの実施を要請しているが、この点についても、欧州委員会の電子政府行動計画のもとで提案されている取り組み、特に、相互運用可能な電子認証システムの提供に関連する取り組みと一致している。電子パスポートの互換性に関する協力の強化を求める要請も、現在行われている取り組み、特に生体認証パスポートの導入に関する取り組みと関連している。当然のことながら、そうした取り組みは国際的側面を持っており、また、持っていなければならない。

通信ネットワークや金融情報システムなどのシステムのセキュリティと信頼性に関する国際協力と政府間交流を促進すべきであるという提言、そして、産官学の協力を促進して情報セキュリティに関する具体的なカリキュラムを開発し、それにより情報セキュリティに対する市民の意識を向上させるようにとの両政府への要請は、「安全な情報社会」のための戦略に関するコミュニケーションペーパーで採用されているアプローチ、特に電子通信インフラの安全性と回復力の強化を目指す行動や取り組みに関連するアプローチと一致している。さらに欧州委員会は、2006 年 12 月に欧州委員会が採択した「重要インフラの保護に関する欧州プログラム（EPCIP）」のもとで、EU 加盟国および利害関係者と協力して、ICT

分野を対象とした重要（情報）インフラ保護（CIIP）への具体的アプローチの開発を進めており、この点も強調しておかねばならない。この継続中の取り組みの結果として、2007年1月、ARECI（Availability and Robustness of Electronic Communications Infrastructures：電子通信インフラの可用性と健全性）調査の結果に関するワークショップが組織された。欧州委員会は利害関係者に対し、この調査の結果や提言に関する意見を提供するように促している。2007年は、2008年に主要な取り組みを立ち上げることを目的として、ロードマップ（行程表）の策定に費やされることになるだろう。

欧州委員会はまた、情報保護と信頼構築のためにセキュリティ技術の展開を促進しなければならないという点について、BDRTと見解を共有している。したがって、特に電子IDに関連して、可能な限り高いセキュリティ基準のもとで、理にかなった状況下での生体認証技術の利用を促進し、その計画を綿密に策定すべきである。

企業による情報セキュリティの開示を促進するよう求めるBDRTの要請に関しては、次の点を指摘しておくべきだろう。現在行われている電子通信規制枠組みの見直しに関連して、欧州委員会は公開協議を実施した。この公開協議で取り上げられた問題の1つが、個人情報の紛失や破壊を引き起こした事故などのネットワークセキュリティ侵害を規制当局に報告するよう電気通信事業者とインターネットサービスプロバイダー（ISP）に義務づけるべきか否かであった。

欧州委員会はまた、R&Dに関連する協力を深めるべきだという提案を歓迎する。これは、「第7次研究枠組み計画」が持つ開かれた性格とも一致する。

5. 生命科学とバイオテクノロジー (LS/BT)

2006年に欧州委員会が提示した詳細なプログレスレポート²の情報は、提言 5-EJ-1 を除くあらゆる点に関して、引き続き適切かつ最新のものである。提言 5-EJ-1 については、以下に最新情報を示す。

5.1 EU で制定された行動計画について、緊迫感を持ってその実施を継続すること

5.1.1 提言の要旨

生命科学とバイオテクノロジーの進歩と社会の変化に対応して、この行動計画の継続的な見直しが確実に行われること。産業界と協力してプロジェクトの事前・事後評価の機能を強化することにより、適切な資源配分を行わなければならない。さらに、政府と産業界は協力して、人的資源、特に博士課程修了の研究者の地域内/間における流動性を高める方法を検討すべきである。

5.1.2 実施された措置および現状

バイオテクノロジー戦略・行動計画の中間見直し

欧州委員会は 2006 年、欧州における生命科学とバイオテクノロジーの役割と現状を検討する作業を開始した。2002 年に開始された生命科学とバイオテクノロジーに関する戦略および行動計画について、2010 年までの残された期間に改めて焦点を当てるべき新たな優先課題や行動を明らかにするため、徹底的な見直しが行われている。

この中間見直しの結果と新たな提案は、バイオテクノロジーに関する欧州委員会のコミュニケーションペーパーの中で 2007 年 4 月に提示される予定である。閣僚理事会は、2007 年 5 月に開催される競争力理事会に備えてこのコミュニケーションペーパーを受理する。

中間見直しで使用されている新たな資料

中間見直しに当たって以下の資料が作成され、コミュニケーションペーパーの中で結論を引き出したり政策提言を策定したりする目的で使用されている。

a) 最新のバイオテクノロジーに関する評価調査「Bio4EU」。最新バイオテクノロジーが経済・社会・環境の側面で欧州にもたらす影響・機会・課題について共同研究センター (JRC) の技術予測研究所 (IPTS) が実施した包括的な評価が含まれる。

b) 成果や直面した障害も含め、2002～2006 年に現行のバイオテクノロジー行動計画で達成された内容についての状況調査

² 「日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル 2005 年の提言に対する欧州委員会からのプログレスレポート」 - ブリュッセル、2006 年 4 月 (pp. 28-33)

c) 規制、資金アクセス、技術革新、特許などの問題をはじめとする、欧州のバイオテクノロジー産業に関する競争力分析。欧州のバイオテクノロジー産業が抱える弱点や改善すべき分野を示唆している。

d) 欧州委員会のバイオテクノロジー諮問グループからの政策提言

結果と提言

コミュニケーションペーパーは、バイオテクノロジー行動計画を実施する上で、積極的な産業政策が今後も重要な要素となることを指摘しており、バイオテクノロジー産業の競争力を強化するための主要な行動を数多く示唆している。

最も重要な課題は、バイオテクノロジー分野の中小企業の成長と収益性向上を支援することである。バイオテクノロジー企業の成長と発展に大きく関連する問題には、研究と市場開発の促進、技術移転、ベンチャー資金調達、中小企業向けの規則や財政的インセンティブ、地域協力、規制の簡素化、特許問題などがある。

もう 1 つの中心的課題は、バイオテクノロジーの利用に関する社会的議論を奨励し、規制監督の透明性を高め、倫理的問題を予想しそれに対処する能力を向上させることによって、一般の人々との対話を強化することである。

コミュニケーションペーパーと同時に最新のバイオテクノロジーに関する評価調査「Bio4EU」も発表され、コミュニケーションペーパーを補う役割を果たす予定である。「Bio4EU」には、医薬品、食品・飼料、化学、パルプ・製紙、バイオ燃料などの幅広い産業分野におけるバイオテクノロジーの実際の利用状況について、興味深い新しいデータが盛り込まれている。